

酒類製造免許の申請等の手引 (果実酒製造用)

【この手引の内容】

この手引は、「果実酒」の製造免許を受けようとする方を対象として、免許申請手続、免許の要件など免許取得に関する事項のほか、免許を取得した後、果実酒の製造・販売・提供を行うに当たり必要となる手続（酒税の申告、納付や記帳など）の概要を解説したものです。

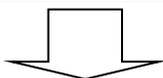
申請書の様式及びその具体的な記載例などについては、「酒類製造免許申請書等の作成マニュアル（果実酒製造用）」をご覧ください。

なお、この手引は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）『ホーム／刊行物等／パンフレット・手引／酒税関係／免許関係』に掲載しています。

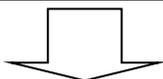
《目次》	(頁)
I 酒類製造免許の申請等の流れ	3
II 酒類製造免許の概要	4
III 申請手続等	4
IV 酒類製造免許の要件	5
V 酒類製造免許の審査	9
VI 酒類製造免許付与の通知等	10
VII 酒類製造免許の期限等	11
VIII 酒税の納税（申告・納付）	12
IX 酒税法上の義務	15
主な記帳事項	18
アルコール分等の測定方法の概要	21
容器の測定	24
X 酒類販売業免許	26
XI 酒類業組合法上の義務	27
果実酒等の製法品質表示基準	30
酒類における有機の表示基準	32
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準	33
酒類の地理的表示に関する表示基準	34
XII 社会的要請への適切な対応	35
(参考) 申請書類一覧表	37
国税電子申告・納税システム(e-Tax)について	38

I 酒類製造免許の申請等の流れ

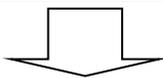
申請書等の提出



審査



免許付与等の通知



酒類の製造開始



酒税の納税
(申告・納付)

- ・ 申請書及び添付書類を作成し、酒類製造免許を受けようとする製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- ・ 審査は、原則として、申請書の受付順に行います。
- ・ 審査に際しては、必要に応じ、来署していただく場合や現地確認をさせていただく場合があります。
 - ※ 申請書類の審査には、申請件数の多寡などにより、相当の期間（原則として、標準処理期間4か月）がかかります。
なお、提出された書類の補正等が必要な場合は、補正等が完了するまでの期間は標準処理期間から除外されますので、ご注意ください。
 - ※ 申請書に記載している「審査状況のお知らせの受取りについて」を希望された申請者に対しては、免許要件を満たしていると認められた場合、「製造免許申請に係る審査状況のお知らせ」を送付します。
- ・ 審査の結果、酒類製造免許が付与される場合には、申請者に書面で通知します（付与できない場合についても、その旨を書面で通知します。）。
 - なお、免許付与に際して、登録免許税（免許1件につき15万円）を納付する必要があります。
- ・ 酒類の製造方法の詳細等について、製造の開始の日までに製造場の所在地の所轄税務署長に申告する必要があります。
- ・ 製造場ごとに、移出した酒類に係る課税標準及び税額等を記載した申告書を提出し、当該申告書に記載した酒税額に相当する酒税を納付しなければなりません。

酒類製造免許申請書及び所定の添付書類の提出先は、酒類製造免許を受けようとする製造場の所在地の所轄税務署ですが、個別・具体的な相談がある場合には、当該所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、酒類指導官が設置されている税務署及び担当税務署については、酒類製造免許を受けようとする製造場の所在地の所轄税務署へお問い合わせください。

※ 酒類指導官設置署については、国税庁ホームページ「酒税やお酒の免許についての相談窓口」(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>)でもご確認いただけます。

Ⅱ 酒類製造免許の概要

酒類を製造しようとする場合には、酒税法第7条の規定に基づき、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長から酒類製造免許を受けなければなりません。

また、酒類製造免許を受けるためには、免許を付与された後1年間の製造見込数量が酒税法第7条第2項に規定する最低製造数量基準（果実酒は6キロリットル）を満たしているほか、申請者が酒税法第10条各号に規定する免許の要件（人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件及び製造技術・設備要件）を満たす必要があります。

酒類製造免許を受けずに酒類の製造を行った場合には、酒税法上、10年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されることとなっています。

また、偽りその他不正な行為により酒類製造免許を受けた場合など一定の要件に該当する場合には、酒類製造免許が取り消されることがあります。

Ⅲ 申請手続等

酒類製造免許を受けようとする者は、酒税法令に定められた事項を記載した酒類製造免許申請書及び所定の添付書類（以下「申請書等」といいます。）を、酒類製造免許を受けようとする製造場の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、所定の添付書類については、37頁「申請書類一覧表」を参照してください。

申請書等は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により提出が可能です。詳細は、38頁「国税電子申告・納税システム（e-Tax）について」をご覧ください。

また、提出された申請書等は、税務署において内容の確認を行います。申請書の記載漏れや書類の添付漏れがあった場合には補正していただくこととなりますので、税務署が指示した期限までに補正又は再提出してください。

IV 酒類製造免許の要件

酒類製造免許を受けるためには、申請者、申請者の法定代理人、申請法人の役員、申請製造場の支配人（以下「申請者等」といいます。）及び申請製造場が、以下の全ての要件を満たしていることが必要です。

免許の要件を満たしていることについては、「酒類製造免許の免許要件誓約書」（37頁「申請書類一覧表」②の書類）により誓約してください。この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、その不正行為が、①審査段階で判明したときは拒否処分、②製造免許の取得後に判明したときは取消処分の対象となります。

（注）不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有している全ての製造免許について取消処分を受けることがあります。また、製造免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた者、②取消処分を受けた者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、取消処分を受けた日から3年を経過しなければ、新たに製造免許を受けることはできません。

1 酒税法 10 条 1 号から 8 号関係の要件（人的要件）

- (1) 申請者が酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から 3 年を経過していること
- (2) 申請者が酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがある法人のその取消原因があった日以前 1 年以内にその法人の業務を執行する役員であった者の場合には、その法人が取消処分を受けた日から 3 年を経過していること
- (3) 申請者が申請前 2 年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがないこと
- (4) 申請者が国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けた者である場合には、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過していること
- (5) 申請者が、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（20 歳未満の者に対する酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していること
- (6) 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していること

(注) ①申請者又は法定代理人が法人の場合はその役員が、②申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合はその法定代理人が、また、③申請製造場に支配人をおく場合はその支配人が、それぞれ、上記(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の要件を満たす必要があります。

2 酒税法 10 条 9 号関係の要件（場所的要件）

正当な理由がないのに取締り上不相当と認められる場所に製造場を設けようとしていないこと

具体的には、申請製造場が、酒場、旅館、料理店等と同一の場所でないことが必要となります。

(注) 申請製造場が、酒場、旅館、料理店等と接近した場所にある場合には、図面上で明確に区分してください。

なお、酒税の検査取締り上特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、旅館、料理店等とを壁、扉等で区分していただく場合があります。

3 酒税法 10 条 10 号関係の要件（経営基礎要件）

免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合のほか、その経営の基礎が薄弱であると認められる場合に該当しないこと

具体的には、申請者（申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限ります。）又は主たる出資者を含みます。）が、①次のイ～チに掲げる場合に該当しないかどうか、②次のリ～ヲの要件を充足するかどうか、で判断します。

イ 現に国税又は地方税を滞納している場合

ロ 申請前 1 年以内に銀行取引停止処分を受けている場合

ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っている場合

ニ 最終事業年度以前 3 事業年度の全ての事業年度において資本等の額の 20% を超える額の欠損を生じている場合

(注)「資本等の額」とは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額をいいます。

貸借対照表の純資産の部

株主資本	***
1 資本金	*** ①
2 資本剰余金	*** ②
(1) 資本準備金	***
(2) その他資本剰余金	***
3 利益剰余金	*** ③
(1) 利益準備金	***
(2) その他利益剰余金	***
〇〇積立金	***
繰越利益剰余金	*** ④

上記「ハ」について

最終事業年度が、④<0（繰越損失）の場合で、繰越損失額④が、(①+②+③-④)の額を超えている場合に該当します。

上記「ニ」について

各事業年度（過去 3 事業年度）において当期純損失が計上されている場合で、各事業年度の当期純損失の額が、各事業年度の (①+②+③-④)×20%の額を全ての事業年度において超えている場合に該当します。

ホ 酒税に関係のある法律に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合

- へ 製造場の申請場所への設置が、建築基準法、都市計画法、農地法、流通業務市街地の整備に関する法律その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、その製造場の除却又は移転を命じられている場合
- ト 果実酒の製造免許を付与した場合において、当該製造者が今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請書に記載している果実酒の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がないと認められる場合
- チ 申請製造場において酒類の小売販売を行う場合に、酒類の適正な販売管理体制が構築されないことが明らかであると見込まれる場合

- リ 申請者が事業経歴その他から判断し、適正に果実酒を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人であること
- ヌ 申請製造場について、果実酒の製造見込数量が、法定製造数量（1年間で6キロリットル）以上であること
- ル 申請者が、果実酒を適切に製造するために必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要設備及び人員を有する者であって、果実酒の製造に関して安定的な経営が行われると認められる場合であること
- ヲ 果実酒の製造に必要な原料の入手が確実と認められる場合であること

4 酒税法 10 条 12 号関係の要件（製造技術・設備要件）

- (1) 果実酒の製造について必要な技術的能力を備えていること
- (2) 製造場の設備が十分に備わっていること又は十分に備えられることが確実であること

(1) 技術的要件

申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の果実酒を継続的に供給することができ、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有していること。

(注) 技術的要件は、製造計画・工程、技術者の経歴、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断します。また、申請者の技術的能力は、必要な技術的能力を備えた者を雇用していれば足りません。

(2) 設備要件

果実酒の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっている又は十分に備えられることが確実であるとともに、製造場の申請場所への設置が工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない又は抵触しないことが確実であること。

(注) 食品衛生法の営業許可など他の行政機関の許認可等が必要な場合があります。

V 酒類製造免許の審査

1 酒類製造免許付与の審査

酒類製造免許付与の審査は、

- 申請書及び添付書類の内容に不備がないか
- 申請者等及び申請製造場が免許の要件に合致しているか

などの点について、税務署において審査を行います。原則として、税務署での審査終了後、国税局・沖縄国税事務所において審査を行います。

必要に応じ、申請者、製造技術責任者、酒類販売管理者（28頁「2 酒類販売管理者の選任義務・届出義務」を参照してください。）に選任を予定している方に来署していただく場合や現場確認をさせていただく場合があります。

また、申請書等の提出後に決算期が到来し最新の財務諸表の内容を確認する必要がある場合など、審査時において追加的に書類を提出していただくことがあります。

2 標準処理期間

酒類製造免許付与の審査に必要な標準的な日数（以下「標準処理期間」といいます。）は、原則として、申請書等の提出のあった日の翌日から4か月以内となります。ただし、添付が漏れている書類や審査を行う上で必要となる参考書類の追加提出又は申請書等の補正が必要となる場合には、その連絡をした日から、その書類の提出等があるまでの間の日数は、標準処理期間から除外されます。

3 製造免許申請に係る審査状況のお知らせ

申請書の「審査状況のお知らせの受取りについて」の「希望する」にチェックを入れた場合で、かつ、酒税法第10条第1号から第11号までに規定する免許拒否要件に該当しないと認められた場合に「製造免許申請に係る審査状況のお知らせ」を申請者に対して送付します。

（注） お知らせ文書は税務署における審査状況を情報として提供するものであり、免許することを約したものではありません。

VI 酒類製造免許付与の通知等

酒類製造免許の審査が終了すると、審査結果を書面で通知します。

1 登録免許税の納付

酒類製造免許が付与される場合、登録免許税を納付する必要があります。税務署から「酒類製造免許に伴う登録免許税の納付通知書」により通知しますので、税務署又は金融機関で納付してください。登録免許税の額は、免許1件につき15万円です。登録免許税の納付に係る領収証書は、「登録免許税の領収証書提出書」に貼付して、指定された期日までに税務署に提出してください。

(注) 登録免許税法により領収証書の提出が義務付けられていますので、領収証書の現物の提出が必要です(写しの提出はできません。)

2 製造免許の付与等

1 酒類製造免許の付与

酒類製造免許を付与する旨の通知は、原則として、税務署に提出された「登録免許税の領収証書提出書」により登録免許税が納付されていることを確認した上で、「製造免許通知書」を交付又は送付することにより行います。

なお、審査の結果、免許の要件を満たさないため、免許を付与できない場合には、その旨を書面で通知します。

2 酒類等製造免許者の氏名等の公表

国税庁では、酒類製造免許の付与等を行った場合には、その免許者の、①免許等年月日、②申請等年月日、③免許者の氏名又は名称及び法人番号、④製造場の所在地、⑤免許等の品目、⑥処理区分(新規、移転等)について、免許を受けた日の翌月末から公表することとしています。

これらの情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)『ホーム/税の情報・手続・用紙/お酒に関する情報/酒類の免許/免許の新規取得者名等一覧/酒類等製造免許の新規取得者名等一覧』に掲載されます。

Ⅶ 酒類製造免許の期限等

原則として、酒類製造免許には、期限が付されます。免許期限の経過後に酒類を製造すると罰則の適用を受けることがあります。

酒類製造免許の期限

免許期限が経過すると免許は消滅しますので、引き続き酒類の製造をしようとする場合には、「免許期限の延長」の手続が必要です。

1 免許期限の設定

酒類製造免許の期限は、原則として、免許する日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日）の末日（1月から3月までの間において免許する場合は、翌会計年度の末日）に設定されます。

2 免許期限の延長

酒類製造免許に付されている免許期限の延長を受けようとする場合は、免許期限の到来前に、製造場の所在地の所轄税務署長に「酒類製造免許の期限延長申出書（CC1-5115）」を提出してください。国税局・沖縄国税事務所の行う酒類の品質審査の結果に問題がない、国税及び地方税の滞納がないなど一定の要件を満たしている場合には、1年間、免許の期限が延長されます。

（注）品質審査の結果に問題がある、国税及び地方税の滞納があるなど一定の要件を満たしていない場合は、期限の延長はできず、免許期限の到来により当該免許は消滅することになります。

VIII 酒税の納税（申告・納付）

酒類製造者は、原則として、その製造場ごとに、酒類の移出のあった月分の課税標準（移出数量）、酒税額等を記載した納税申告書を、酒類を移出した月の翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出し、その申告に係る酒税を、酒類を移出した月の翌々月末日までに納付する必要があります。

1 納税義務者等

1 納税義務者

酒税の納税義務者は、原則として、酒類製造者です。

2 納税義務の成立

酒税の納税義務は、原則として、酒類がその製造場から移出されたときに成立します。「移出」とは、酒類が製造場から物理的に搬出されることをいいます。その移出の目的や、有償か無償かを問いません。

なお、酒類が製造場内で飲用に供された場合には、飲用に供された分が、その製造場から移出したものとみなされます。

2 課税標準・税率

酒税の税額の計算方法は、酒類の移出数量に、酒類の品目ごとに定められた税率を乗じて計算することとされています。

1 課税標準

酒税の課税標準は、製造場から移出した酒類の数量です。

2 税率

(1) 基本税率及び特別税率

果実酒については、「醸造酒類」（基本税率 120,000 円）のうち、「果実酒」の特別税率が適用され、1kℓ（キロリットル）当たりの税率は次表のとおりです。

なお、製造した果実酒がアルコール分 10 度未満（※）で「発泡性を有するもの」（温度 20 度の時におけるガス圧が 49kPa（キロパスカル）以上の炭酸ガスを含むものをいいます。）である場合には、「その他の発泡性酒類」の税率が適用されます。

※ 令和 8 年 10 月 1 日からは、アルコール分 11 度未満となります。

	令和 2 年 10 月 1 日～	令和 5 年 10 月 1 日～	令和 8 年 10 月 1 日～
果実酒	90,000 円	100,000 円	
その他の発泡性酒類	80,000 円（10 度未満）		100,000 円（11 度未満）

(2) 特例税率

前年度の酒類の総課税移出数量が 10,000kℓ以下であり、前年度の果実酒の課税移出数量が 1,300kℓ以下であるときは、租税特別措置法第 87 条が適用され、当該年度の果実酒の課税移出数量の 200 kℓまでの税額は、令和 5 年 3 月 31 日までの間、(1)により計算した税額に次の表の割合で軽減した金額となります。

前年度（4月～翌年3月）の 果実酒の課税移出数量		軽減割合				
		令和 元年度	令和 2 年度		令和 3 年度	令和 4 年度
			～ 9 月	10 月～		
その他の発泡性酒類 に該当するもの	1,000kℓ超 1,300kℓ以下	10%				
	1,000kℓ以下	20%				
その他の発泡性酒類 に該当しないもの	1,000kℓ超 1,300kℓ以下	10%	20%			
	1,000kℓ以下	20%	28.9% (正確には 90 分の 26)			

【計算例】

令和 4 年 12 月中に移出した果実酒の数量が次表のとおりである場合、その月分の酒税額の計算は次のようになります（前年度の課税移出数量が 1,000kℓ以下である者の場合）。

製品	1 容器当たりの容量 (ml)	個数 (本)	アルコール分 (度)	備考
A	750	150	13.2	発泡性無し
B	180	200	14.6	発泡性無し
C	334	38	8.8	発泡性有り

- 「果実酒」の税率を適用するもの

$$\frac{750 \text{ ml} \times 150 \text{ 本}}{\text{A}} + \frac{180 \text{ ml} \times 200 \text{ 本}}{\text{B}} = 148,500 \text{ ml}$$

$$148,500 \text{ ml} \times 90,000 \text{ 円/kℓ} = 13,365 \text{ 円}$$

$$13,365 \text{ 円} \times \frac{64}{90} (\text{軽減割合 } 26/90) = 9,504 \text{ 円} \dots \dots \text{ a}$$

税率の適用区分ごとに計算します。この計算例では、CはA～Bと適用区分が異なります。

- 「その他の発泡性酒類」の税率を適用するもの

$$\frac{334 \text{ ml} \times 38 \text{ 本}}{\text{C}} = 12,692 \text{ ml} \Rightarrow 12,690 \text{ ml}$$

$$12,690 \text{ ml} \times 80,000 \text{ 円/kℓ} = 1,015.2 \text{ 円} \Rightarrow 1,015 \text{ 円}$$

$$1,015 \text{ 円} \times 80\% (\text{軽減割合 } 20\%) = 812 \text{ 円} \dots \dots \text{ b}$$

税率の適用区分ごとの合計数量に 10 ミリリットル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

円未満の端数がある場合には切り捨てます。

- その月分の納付すべき酒税額

$$\text{a} + \text{b} = 9,504 \text{ 円} + 812 \text{ 円} = 10,316 \text{ 円} \Rightarrow 10,300 \text{ 円}$$

その月分の納付すべき酒税額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

3 免除・控除

酒税は、その製造場から移出した酒類に対して課税されることから、製造場に返品された酒類を再び移出する場合等における二重課税を防ぐため、戻入控除、未納税移出等の酒税の控除あるいは免除の制度が設けられています。

これらの制度の適用を受けるためには、一定の要件を満たし、かつ、所定の手続が必要です。詳しくは、製造場の所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

4 申告・納付

(1) 申告

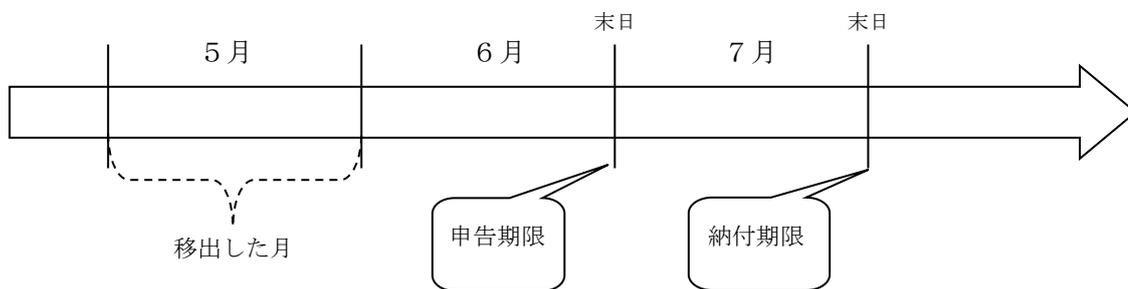
酒類製造者は、その製造場ごとに、酒類の移出があった月分の課税標準（移出数量）、酒税額等を記載した納税申告書を、移出した月の翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。提出期限に遅れた場合や申告した税額が過少であった場合は、加算税が課される場合があります。

(注) 酒類の移出がなかった月分については、納税申告書の提出は必要ありません。

(2) 納付

納税申告書を提出した酒類製造者は、その申告に係る酒税を、移出した月の翌々月末日までに納付する必要があります。納付期限に遅れた場合は、延滞税が課される場合があります。

【例】 5月に製造場から移出したものについての申告及び納付の期限は、次のようになります。



納税申告書は、e-Tax により提出が可能です。詳しくは、38 頁をご覧ください。

Ⅸ 酒税法上の義務

酒類製造者には、酒税法の規定により、次のような義務が課されています。これらの義務を履行しない場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています。

1 記帳義務

酒類製造者は、酒類の製造、貯蔵及び販売に関し、原料の受払、酒類の製造工程、製品の受払等について記帳しなければならないこととされています。具体的な記載事項は、18頁「主な記帳事項」のとおりです。

なお、帳簿の様式は定めていませんので、必要な記載事項が網羅できるものであれば、ご自分の作成した様式を使用することもできます。

記帳に関する留意事項は次のとおりです。

1 記帳する酒類等の数量

記帳する数量の測定は、原則として実測により行います。

なお、数量の単位は、課税に直接関係のあるものはミリリットル位、その他のものはリットル位、キログラム位、グラム位又は本、箱等の単位により行い、記帳に当たっては、それぞれの単位を明示してください。

(注) 記帳に当たって、数量に単位未満の端数がある場合には切り捨てます。

2 アルコール分等の測定

次の製造過程においては、アルコール分等を正確に測定する必要があります（アルコール分等の測定は、原則として、国税庁所定分析法により行います。21頁「アルコール分等の測定方法の概要」を参照してください。）。

- ・果実酒の仕込みの前後・・・・・・・・「アルコール分」「エキス分」「糖度」
- ・果実酒を製成したとき・・・・・・・・「アルコール分」「エキス分」
- ・果実酒と果実酒を混和したとき・・・・「アルコール分」「エキス分」
- ・果実酒に水を加えたとき・・・・・・・・「アルコール分」「エキス分」

3 帳簿の備付場所及び保存期間

酒類製造者が作成する帳簿は、その製造場ごとに常時備え付けておき、帳簿閉鎖後7年間保存する必要があります。

2 申告義務、承認を受ける義務、届出義務

1 申告義務

酒類製造者は、次の事項について製造場の所在地の所轄税務署長に申告する必要があります。

【毎年度、申告を要するもの】

申告事項	申告期限	様式
毎年度（4月1日から翌年3月31日）の製造数量、移出数量及び年度末（3月31日）の所持数量等	翌年度の 4月30日まで	GJ5011「□□年度分酒類の製成及び移出の数量等申告書」 GJ5022「□□年度分移出数量明細書」

【次の事由が生じる都度、申告を要するもの】

事由	申告事項	申告期限	様式
製造設備（機械、器具及び容器）に新設又は異動等があった場合	新設又は異動等があった製造設備の詳細等、及び当該設備に係る製造場の敷地や建物等の状況を示す図面	直ちに（事由が生じた後、すぐに）	CC1-5609-1「酒類・酒母・もろみ 製造設備（異動）申告書」
新たな製造方法による製造を開始（変更）する場合	製造方法の詳細等	製造の開始の日まで	CC1-5610-1「酒類等の製造方法申告書」
申告した製造方法を終了する場合	製造の終了の年月日等	遅滞なく（事由が生じた後、できる限り早く）	CC1-5610-1「酒類等の製造方法申告書」
製造を1年以上休止しようとする場合	製造を休止しようとする期間等	あらかじめ	CC1-5607「酒類・酒母・もろみ 製造・販売業 休止・開始（異動）申告書」

(注) 1 容器については、その測定方法を含め詳細を申告する必要があります。24頁「容器の測定」を参照してください。

2 容量が20リットル未満の容器については、容器の測定の方法の申告を省略できます。

なお、製成時に当該容器を使用する場合は、数量を特定する必要があります。

2 承認を受ける義務

製造場にある酒類に一定量の塩を混和する等により飲むことができないよう処置を施そうとする場合には、あらかじめ製造場の所在地の所轄税務署長に「酒類の製造・移出等承認申請書（CC1-5421）」により申請して承認を受ける必要があります。

3 届出義務

(1) 酒類を詰め替える場合の届出

酒類製造者が酒類の製造場以外の場所で、酒類を詰め替えようとする場合は、その詰め替えをしようとする日の2日前までに詰め替えの内容等を、詰め替えをしようとする場所の所在地の所轄税務署長に「酒類の詰め替え届出書（CC1-5428）」により届け出る必要があります。

(注) 詰め替えた酒類については、27頁「1 表示関係」に注意してください。

(2) 酒類等の亡失、腐敗等の届出

酒類製造者は、次のような場合には、直ちにその旨を「酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書（CC1-5613）」により製造場の所在地の所轄税務署長に届け出る必要があります。

- ① 製造場にある酒類、酒母又はもろみが容器の破損等により亡失した場合
- ② 製造場にある酒類が腐敗等により、飲用することができなくなった場合
- ③ 製造場にある酒母又はもろみが腐敗した場合

なお、②又は③の届出を受けた所轄税務署長は、検査を実施する等、必要があると認めるときは、相当の期間を定めてその酒類等の処分を禁止する場合があります。

(注) 亡失等した酒類の数量が 100 リットル未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合には、1か月の範囲内において一括して届出を行うことができます。

**上記、1～3の申告書、申請書、届出書は、e-Taxにより提出が可能です。
詳しくは、38頁をご覧ください。**

主な記帳事項

以下の項目間で共通する事項については、様式を統合するなどにより、記載の重複を排除することが可能です。

なお、その場合には、記帳漏れが生じないように注意していただく必要があります。

1 原料の受払関係(原料の種類ごとに次の事項)

(1) 原料を受入れた場合には、受入の都度次の事項

- ・ 受入れの年月日、品名、成分、数量、価格
- ・ 引渡人(仕入先)の住所、氏名(名称)

(注) 「品名」とは、例えば、果実については、メルロー、甲州など葡萄等の品種などをいいます。

(2) 原料を払出した場合には、払出しの都度次の事項

- ・ 払出しの年月日、品名、成分、数量、価格
- ・ 受取人(販売先)の住所、氏名(名称)、払出事由

(注) 「払出し」とは、果実酒の原料としての使用又は製造場外に払出すことなどをいいます。

2 製造関係

(1) 果実酒の仕込みを行った場合には、仕込みごとに次の事項

- ・ 仕込記号(順号)、仕込年月日、容器番号、原料の品名(水を含みます。)、使用数量、成分、アルコール分【要測定】、エキス分【要測定】、糖度【要測定】、仕込後の数量(深さ)、品温

(注) 原料を新たに加えた時など、仕込数量に増減がある場合も記載が必要となります。

(2) 果実酒を製成した(出来上がった)場合には、仕込みごとに次の事項

- ・ 仕込記号(順号)、容器番号、製成開始年月日、製成年月日、数量(深さ)、品温、アルコール分【要測定】、エキス分【要測定】

(3) 製造した時に発生する発生する副産物(酒類かす)の数量

3 貯蔵関係

(1) 果実酒を別の容器に移動した場合(別々の容器に貯蔵されている果実酒を混和した場合を含みます。)には、果実酒の容器ごとに次の事項

- ・ 払出年月日、払出した容器番号、払出数量、払出事由(詰口、移出、容器移動等)
- ・ 受入年月日、受入先の容器番号、受入数量、受入事由(容器移動、割水等)
- ・ 受入れ又は払出しの前後の数量(深さ)、アルコール分及びエキス分(果実酒を混和した場合には【要測定】)、品温
- ・ 受入れ又は払出しごとの増減数量

(2) 果実酒に水を加えた場合(「割水」といいます。)

- ・ 割水年月日
- ・ 容器番号
- ・ 割水前及び割水後の数量(深さ)、アルコール分【要測定】、エキス分【要測定】
品温、純アルコール数量
- ・ 加えた水の数量(割水数量)
- ・ 純アルコール数量の増減数量

4 詰口・移出入関係

(1) びん等の容器に詰める場合(「詰口」といいます。)

- ・ 詰口年月日、詰口する果実酒のアルコール分、エキス分、容器番号
- ・ 払出前の数量(A)(深さ)及び払出後の数量(B)(深さ)、品温
- ・ 詰口払出数量(C=A-B)
- ・ 詰口容器別の成功個数、詰口数量(D)
- ・ 詰口残数量(E)(入味不足、ごみ入による不合格品等の数量をいい、払出後の数量は含みません。)
- ・ 詰口容器の破損の個数、流失数量(F)
- ・ 詰口欠減数量(C-D-E-F)

(2) 製造場から移出した場合

- ・ 移出年月日
- ・ 移出した果実酒のアルコール分、エキス分、容器の容量区分、形態(びん等)、
個数、数量(ミリリットル)、価格、適用税率
- ・ 卸、小売、贈与、場内飲用等の区分

(注) 分析等のため無償で製造場から移出する場合であっても、課税移出となるため、記載が必要です。

- ・ 受取人の住所及び氏名(名称)、移出先の所在地、名称

(注) 小売(消費者等への販売)の場合は、記載を省略することができます。

(3) 移出した果実酒を製造場に戻入れた場合

- ・ 戻入れの年月日
- ・ 戻入れをした果実酒のアルコール分、エキス分
- ・ 戻入れをした果実酒の容器の容量区分、形態、個数、数量(ミリリットル)、
酒税額、適用税率
- ・ 引渡人の住所及び氏名(名称)、引渡先の所在地、名称

(注) 上記(1)～(3)の場合においては、容器別受払帳を以下のとおり記載する必要があります。

銘柄、容器容量(ミリリットル)、形態(びん等)、アルコール分、エキス分ごとに次の事項

- ・ 受入又は払出年月日
- ・ 受入個数、受入事由(詰口、戻入れ等)
- ・ 払出個数、払出事由(課税移出、詰替え等)
- ・ 破損した個数
- ・ 受入れ後又は払出し後の在庫数

5 その他

(1) 果実酒、酒母又はもろみの腐敗、廃棄又は亡失した場合

- ・ 腐敗、廃棄又は亡失の区分
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失の年月日
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失した果実酒、酒母、もろみの区分
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失した果実酒、酒母、もろみのアルコール分、エキス分
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失した果実酒、酒母、もろみの容器容量区分、容器個数、数量又は容器番号、数量(深さ)、適用税率
- ・ 腐敗、廃棄、亡失の理由
- ・ 届出年月日
- ・ 腐敗した果実酒、酒母又はもろみに対する措置

(2) 分析等のため果実酒等を採取した場合

- ・ 採取年月日
- ・ 分析等の年月日
- ・ 採取した酒類、酒母又はもろみの区分及び元容器の番号又は容器の容量区分
- ・ 採取した数量、分析等に使用した数量(ミリリットル)
- ・ 分析等の結果(アルコール分などを記載します。)
- ・ 分析等に使用した残数量の処分の内容(官能検査、廃棄などを記載します。)
- ・ 食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品表示法、又は国税通則法の規定により、酒類、酒母、もろみを収去又は採取された場合は、当該収去又は採取の年月日、数量(ミリリットル)及び理由並びに収去又は採取した者の所属及び氏名

数量の単位は、課税に直接関係のあるものはミリリットル位、その他のものはリットル位、キログラム位、グラム位又は本、箱等の単位により行います。

なお、帳簿には、それぞれの単位を明示します。

アルコール分等の測定方法の概要

【果実酒のアルコール分の測定方法】

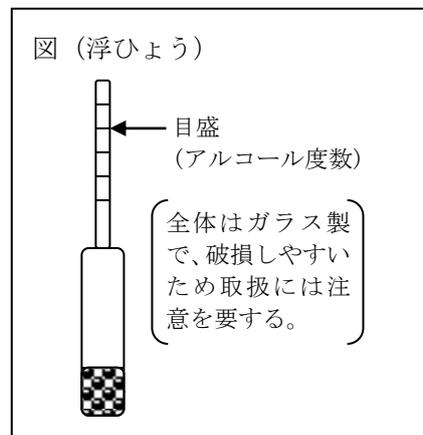
国税庁所定分析法（昭和36年訓令第1号）では、アルコール分の測定方法として、「浮ひょう法」、「ガスクロマトグラフ分析法」等が定められています。

このうち、簡易で一般的に普及している「浮ひょう法」による測定の仕方は、以下のとおりです。

（参考）

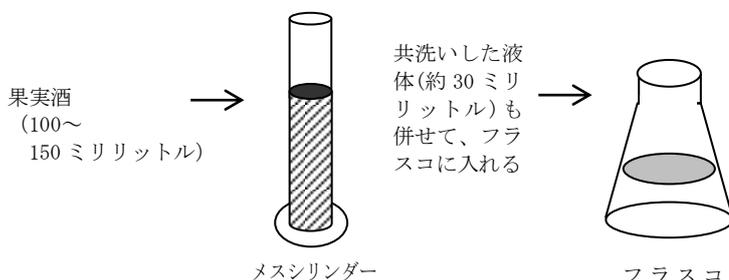
「浮ひょう」とは、右図のようなもので、これをメスシリンダー等の容器に入れた検体に浮かべて比重を測定します。

なお、アルコール分の測定には、「酒精度浮ひょう」を用い、検体は、測定しようとする酒類を蒸留し、糖分などのエキス分を取り除きアルコールと水のみとしたものを使用します。



1 検体の調製

検体（果実酒）100～150 ミリリットルを 15℃においてメスシリンダーに正確に採取し、これを 300～500 ミリリットル容のフラスコに移し、検体の入っていたメスシリンダーを約 15 ミリリットルの水で 2 回洗い、これら共洗いした液体（合計約 30 ミリリットル）をフラスコの検体に加えます。

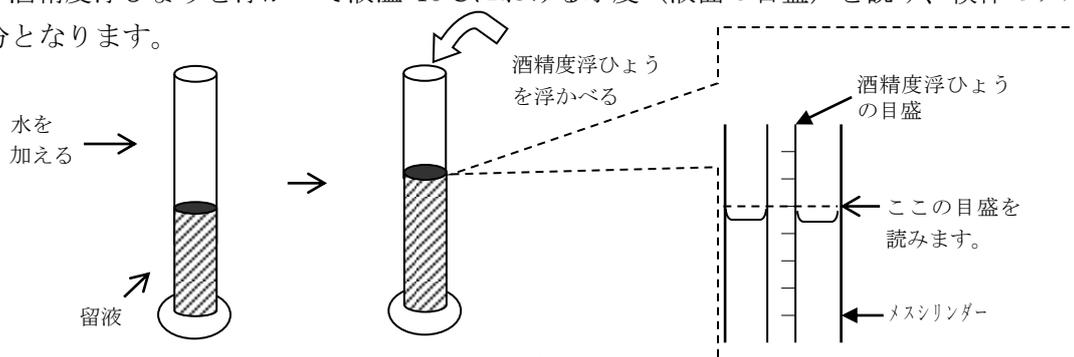


2 蒸留

検体の入っていたメスシリンダーを受器として蒸留し、採取量(100～150 ミリリットル)の 70%以上(約 70～105 ミリリットル)を留出（所要時間は約 20～30 分程度）させ、次いで、受器内の留液に、液温 15℃の状態においてもとの検体の採取量(100～150 ミリリットル)になるまで水を加え、最後によく振り混ぜます。

3 アルコール分の測定

酒精度浮ひょうを浮かべて液温 15℃における示度（液面の目盛）を読み、検体のアルコール分となります。



- (注) 1 液体は、温度の変化による体積変化により膨張するなどその比重が変化するため、検体の調製やアルコール分の測定に際しては、測定する検体等の温度を 15℃としてください（検体の温度が 15℃でない場合は、補正する必要があります。）。
- 2 検体の採取量（100～150 ミリリットル）は、使用する浮ひょうによって適宜増減してください。メスシリンダーに浮ひょうを浮かべたとき、浮ひょうの各部からメスシリンダーの内壁及び底部までの間が 5 ミリメートル以上あるようにしてください。
- 3 検体の採取容器は、清浄で乾燥した状態のものか、あるいは検体で共洗いした状態のものを使用してください。
- 4 酒精度浮ひょうは、製造したメーカーによる国家標準に照らした検査を受け、合格したものを使用してください。

なお、示度の読み方は、メーカーによって異なる場合がありますので注意してください。

【果実酒のエキス分の測定方法】

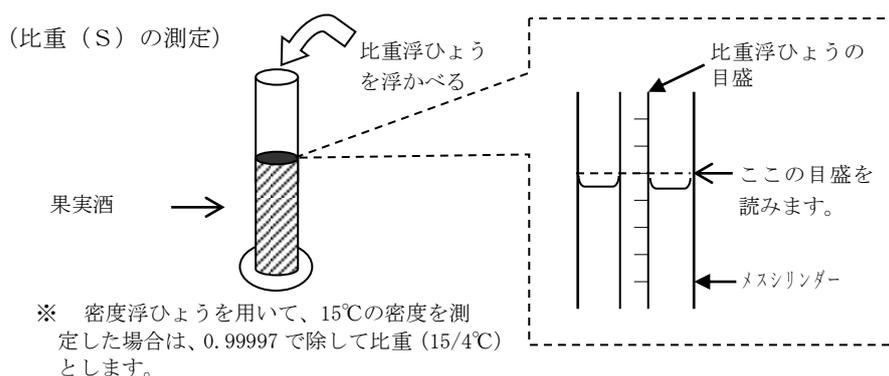
エキス分とは、温度 15℃の時において、原容量 100 立方センチメートル（100 ミリリットル）中に含有する不揮発性成分のグラム数をいい、そのグラム数が 1 グラムであるものを、「エキス分 1 度」といいます。

酒類に含有される種々の成分のうち、これを熱した場合に蒸発しきる成分と蒸発せずに「残さ」として残る成分と大きく 2 種類あります。蒸発しきる成分には、水、アルコール及び揮発酸等があり、蒸発せずに「残さ」として残る成分には、糖分、アミノ酸、乳酸及びこはく酸等があります。エキス分は、これら酒類の味を構成する「残さ」成分を総称したものです。

次式によって検体のエキス分を算出します。

$$E = (S - A) \times 260 + 0.21$$

（E：エキス分（度）、S：比重（15/4℃）、A：アルコール分（度）を比重（15/15℃）に換算したもの）



- (注) 1 エキス分の算出において、途中の計算で小数点以下 5 けたを四捨五入し、E 値の小数点以下 2 けたを切り捨てます。
- 2 アルコール分（A）を比重（15/15℃）に換算した表は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 『ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／酒類製造に関する技術情報／国税庁所定分析法（訓令）／第 2 表アルコール分と密度（15℃）及び比重（15/15℃）換算表』をご覧ください。

【原料果汁の糖度（転化糖分）の測定方法】

通常、発酵前の果汁の転化糖分(100 ミリリットルに含まれるぶどう糖・果糖のグラム数)の算出は比重を測定して次の式から求めます。

$$\text{果汁の転化糖分} = (S - 1) \times 100 \times 2.7 - 2.5$$

$$S = \text{比重 (15/4°C)}$$

※ 上の式で、「-2.5」は糖分以外で比重に関係するものを除くための数値です。

【計算例は以下のとおりです。】

ぶどう果汁 100 リットルに含有される転化糖分(kg)の算出方法

イ 果汁の温度及び比重を測定し、温度 15 度における比重に換算します。

ロ 上記の算式により転化糖分を算出します。

(温度 20 度の果汁について、温度 15 度に換算した比重が 1.0610 であった場合)

$$\begin{aligned} \text{転化糖分} &= (\text{温度 15 度における比重} - 1) \times 100 \times 2.7 - 2.5 = (1.0610 - 1) \times 100 \times 2.7 - 2.5 \\ &= 13.97 \text{ (小数第 3 位は切捨て)} \end{aligned}$$

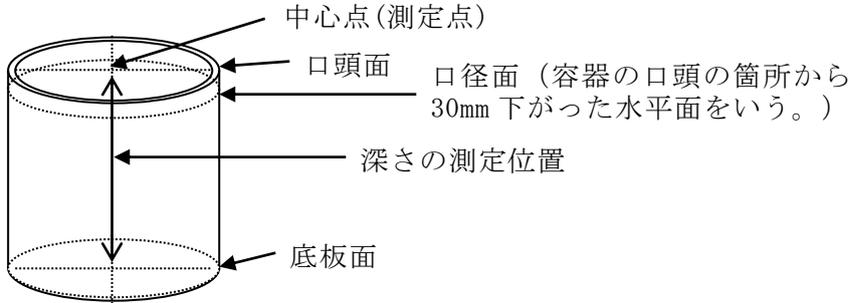
容 器 の 測 定

酒類の製造や貯蔵に使用するタンク等の容器については、その容器に入っている酒類の量が測定できるようにするため、次のような方法で容量を測定し、申告することとされています。

容器の容量の測定方法は、容器の形状等によって幾つかの方法がありますが、小容量の容器の測定方法としては、次の水測の方法（容器に一定量の水を入れる方法）又は計測の方法（容器の深さ、直径等を計測し計算により求める方法）が適していると考えられます。

【水測の方法の例】

円筒型（大型の寸胴）の容器（150ℓ）の場合



○ 容器の深さ及び容量をそれぞれ測定します。

(1) 深さ

測定点（容器の口径面（容器の口径の箇所を含む水平面をいいます。）の中心点）から底板面（容器の底板の面をいいます。）に対し、垂直に測定する。

(2) 全容量

全容量は、底板面から口径面（容器の口径の箇所から30mm下がった水平面をいいます。）までの間の容量を、例えば、水を20ℓずつ入れながら、入れる都度深さを測定する。

(3) 測定した深さ及び容量を以下のようにまとめます。

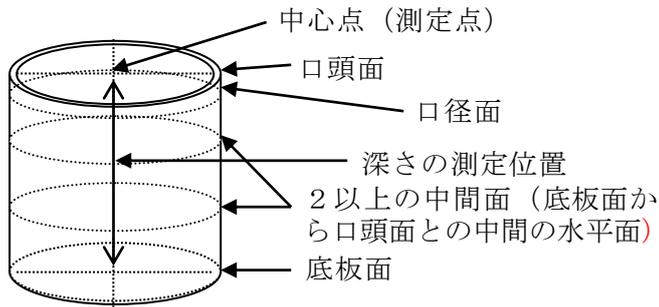
測定区分ごとの深さ及び容量	深 深さ	容 容量	累 計		深さ2mm当 深さ2mm当
			深 深さ	容 容量	
	mm	リットル	mm	リットル	リットル
底板面以下		0	0	0	
94	94	20	94	20	0 424
94	188	20	188	40	0 424
94	282	20	282	60	0 424
95	377	20	377	80	0 420
94	471	20	471	100	0 424
94	565	20	565	120	0 424
94	659	20	659	140	0 424
41	700	10	700	150	0 486

(注) 1 深さは、20ℓの水を容器に入れた際に増加した深さです。
 2 この例では、水20ℓごとの深さを測定していますが、容器の形状や容量に応じて適切に測定してください。
 3 容器内の果実酒の容量は、容器内の果実酒の深さを測定し、左の表に基づき計算で求めます。
 (例) 口径面から液面までの深さ（空積深）が350mmの場合
 $700\text{mm} - 350\text{mm} = 350\text{mm}$
 $60\text{ℓ} + (350\text{mm} - 282\text{mm}) \times 0.420\text{ℓ}/2\text{mm} = 74.28\text{ℓ}$

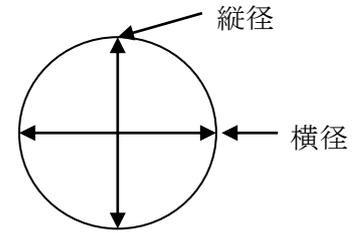
(注) 容器の容量、深さを測定する場合における端数計算は、容器の容量は、リットル位によることとし、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【計測の方法の例】

整円筒型（大型の寸胴）の容器（150ℓ）の場合



《容器を上から見た場合》



○ 容器の径（縦径及び横径の平均値をいいます。）及び深さ並びに容量を測定します。

(1) 径

底径（底板面の直径をいいます。）、口径（口径面の直径をいいます。）及び2以上の中間径（底板面から口頭面との2以上の中間の水平面をいいます。）を、縦及び横に測りその平均値を求めます。

(2) 深さ

測定点を定め、容器の口径面（容器の口頭の箇所から30mm下がった水平面をいいます。）の中心点から底板面（容器の底板の面をいいます。）に対し、垂直に測定します。

(3) 全容量

全容量は、底板面以下の容量と底板面から口径面までの間の容量（底径、2以上の中間径及び口径の平均値と深さに基づき、次の式により計算します。）を合計します。

$$\text{容量(リットル)} = \frac{\left[\frac{\text{径の平均値(mm)}}{2} \right]^2 \times \pi \times \text{深さ(mm)}}{1,000,000}$$

π：円周率
=3.1416

(4) 測定した深さ及び容量を以下のようにまとめます。

測定区分ごとの深さ及び容量	深さ mm	容量 リットル	累 計		深さ2mm当たりの容量 リットル
			深さ mm	容量 リットル	
底板面以下		0		0	
	700	140	700	150	0 429

(注) 容器の容量、深さを測定する場合における端数計算は、容器の容量は、リットル位によることとし、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

X 酒類販売業免許

酒類の販売業をしようとする場合は、販売場ごとに、その販売場の所在地の所轄税務署長から酒類販売業免許を受ける必要があります。例えば、製造場とは別に売店を設けてお土産用の果実酒を販売する場合には、その販売場ごとに酒類販売業免許が必要です。この場合、製造免許と同様に、定められた要件を満たす必要があります、その免許1件につき3万円の登録免許税（一般酒類小売業免許の場合）が必要となります。

酒類販売業免許を受けずに酒類の販売業を行った場合は、酒税法上、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとされています。

なお、次の場合には、酒類販売業免許を受ける必要はありません。

- 1 酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場内において、製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類の販売をする場合
例えば、果実酒の製造場内で、その注文を受け、果実酒を引き渡すときは、酒類販売業免許を受ける必要はありません。
- 2 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする場合
例えば、直営レストラン等で、果実酒を提供し、その場で消費してもらう場合には、酒類販売業免許を受ける必要はありません。

酒類販売業免許の要件、申請様式及び具体的な申請書の作成方法については、「一般酒類小売業免許申請の手引」をご覧ください。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 『ホーム／刊行物等／パンフレット・手引／酒税関係／免許関係』に掲載しています。

酒類販売業免許申請書は、e-Tax により提出が可能です。詳しくは、38 頁をご覧ください。

XI 酒類業組合法上の義務

酒類製造業者には、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）の規定により、次のような義務が課されています。

1 表示関係

1 酒類の品目等の表示

酒類を製造場から移出しようとする場合には、①酒類製造業者の氏名又は名称、②製造場の所在地、③内容量、④品目、⑤アルコール分、⑥発泡性を有するものはその旨と税率適用区分を、酒類の容器と包装の見やすい場所に、日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

例えば果実酒の場合、品目は、「果実酒」と表示してください。

なお、発泡性を有するもののうち、アルコール分が10度未満（令和8年10月1日以降は、アルコール分が11度未満）のものについては、この表示に代えて、「果実酒（発泡性）①」と表示してください。

これらの酒類の品目の表示方法については、製造場の所在地の所轄税務署長に「表示方法届出書（CC1-7101）」により届け出る必要があります。

（注）1 酒類の品目等の表示は、消費者に通常そのままの状態を引き渡すことを予定していない容器（例えば、一時的に果実酒を入れるための「樽」、「デカンタ」など）に付す必要はありません。

2 「発泡性を有するもの」の定義は、12頁をご参照ください。

表示方法届出書は、e-Taxにより提出が可能です。詳しくは、38頁をご覧ください。

2 表示基準の遵守

酒類製造業者又は酒類販売業者は、酒類業組合法に基づく表示基準を遵守しなければなりません。表示基準を遵守しない場合には、罰金の刑に処せられたり、免許が取り消されることがあります。

果実酒については、具体的に次の表示基準が適用になります。(1)～(4)の基準の詳細な内容については、30頁以降をご覧ください。

- (1) 果実酒等の製法品質表示基準
- (2) 酒類における有機の表示基準
- (3) 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準
- (4) 酒類の地理的表示に関する表示基準
- (5) 酒類の表示の基準における重要基準

表示基準については、随時、改正が加えられておりますので、最新の情報については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）『ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／酒類の表示』をご覧ください。

（注）酒類業組合法上の義務のほか、加工食品（酒類を含みます。）の容器包装については食品表示法の適用も受けることとなりますので、ご注意ください。

2 酒類販売管理者の選任義務・届出義務

1 酒類販売管理者の選任義務

酒類製造業者が酒類の小売販売をする場合は、当該販売場（以下「酒類小売販売場」といいます。）において、酒類の販売業務を開始する時まで、「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。

（注）「酒類小売販売場」には、酒類製造業者が、その製造場において酒類を消費者に小売販売する場合におけるその小売販売する場所も含まれます。

【酒類販売管理者に選任することができる者】

酒類販売管理者に選任することができる者は、酒類の販売業務に従事する者で酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうち、次の(1)～(3)の全てに該当する者です。

なお、小売販売を行う酒類製造業者（法人であるときはその役員。以下「酒類小売業者」といいます。）がその販売場において酒類の販売業務に従事するときは、自ら酒類販売管理者になることができます。

(1) 次のイ～ハに該当しない者

イ 未成年者

ロ 精神の機能の障害により酒類販売管理者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ハ 酒税法第10条第1号、第2号又は第7号から第8号までの規定に該当する者

(2) 酒類小売業者に引き続き6か月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者（酒類小売業者と生計を一にする親族及び雇用期間の定めのない者を含みます。）

(3) 他の販売場において酒類販売管理者に選任されていない者

酒類販売管理者を選任しなかった場合には、50万円以下の罰金に処されることとなります。

また、選任された酒類販売管理者は、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する以下のような法令の規定を遵守してその業務を実施するため、必要な助言又は指導を行う必要があります。

- ・ 酒税法
- ・ 酒類業組合法
- ・ 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律
- ・ アルコール健康障害対策基本法
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」といいます。）
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法 など

なお、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。

（注）1 酒類販売管理研修は、免許を受ける前でも受講することができますので、できるだけ早期に受講させるようにしてください。

2 酒類販売管理研修の受講の申込みについては、直接、財務大臣が指定する団体（以下「研修実施団体」といいます。）にお申込みください。

2 酒類販売管理者選任の届出義務

酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、2週間以内に、その旨を酒類小売販売場の所在地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

この届出を怠った場合には、10万円以下の過料に処されることとされています。

酒類販売管理者選任届出書は、e-Taxにより提出が可能です。詳しくは、38頁をご覧ください。

3 酒類販売管理者に定期的に酒類販売管理研修を受講させる義務

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに研修実施団体が実施する酒類販売管理研修を受講させなければなりません。

なお、定期的な研修の受講をさせていない場合には、勧告・命令を受けることがあり、命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処されることとされています。

研修実施団体及び連絡先等は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 『ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の販売管理 / 酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について』をご覧ください。

4 標識の表示義務

酒類小売業者は、酒類小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

なお、標識の様式例については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 『ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の販売管理』からダウンロードすることができます。

また、カタログ等（インターネット等によるものを含みます。）を利用した通信販売を行う場合、カタログ等に酒類販売管理者の氏名や販売管理研修の受講事績等の表示が必要となりますので、カタログ等の見やすい場所に表示してください。

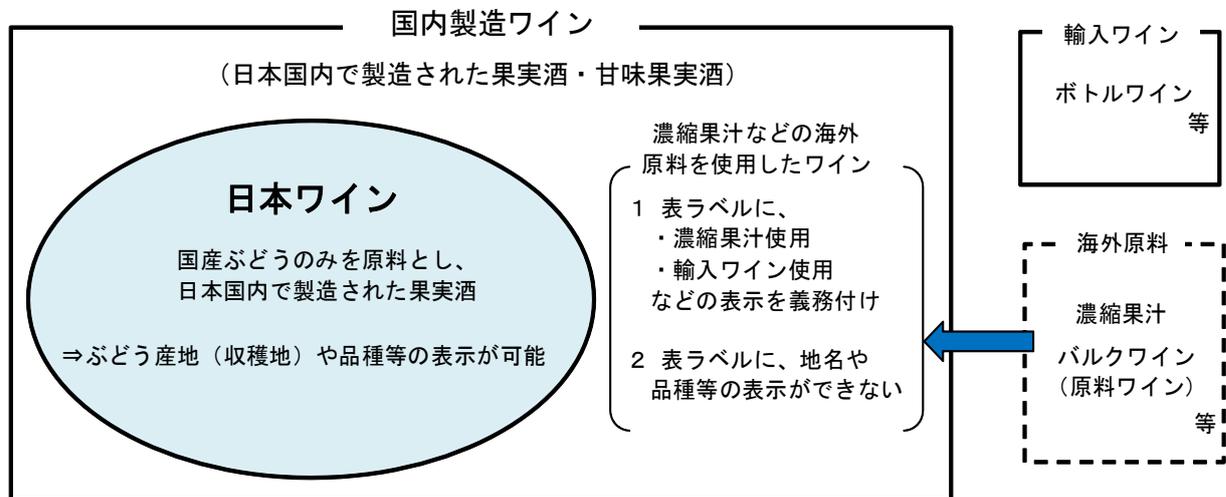
果実酒等の製法品質表示基準

ぶどうを原料として製造した果実酒等についての表示基準の概要は、次のとおりです。

日本ワイン

日本ワインとは、国内で収穫されたぶどうのみを使用し、日本国内で製造された果実酒のことをいいます。

表示基準では、国内で製造された「国内製造ワイン」と輸入された「輸入ワイン」とで区分し、さらに国内製造ワインのうち、国内で収穫されたぶどうのみを原料とした果実酒を「日本ワイン」に区分しています。



「日本ワイン」の表示

日本ワインには、記載が必要な事項をまとめて表示する欄（以下、「一括表示欄」という。）に「日本ワイン」と表示する必要があります。また、一括表示欄以外の場所には、任意で表示することができます。

地名の表示

日本ワインに限り、次に掲げる地名を表示することができます。

イ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が同一である場合の産地名

ロ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が異なる場合のぶどうの収穫地名

ハ 産地で収穫されたぶどうの使用が85%未満である場合のワインの醸造地名

なお、日本ワイン以外の国内製造ワインであっても、一括表示欄には原材料の原産地名としてぶどうの収穫地を表示することはできません。

ぶどうの品種名の表示

国内製造ワインの原料として使用したぶどうの品種名については、次に掲げる品種名を表示することができます。ただし、一括表示欄以外への表示は、日本ワインに限り表示できることとしています。

イ 単一品種を 85%以上使用している場合の単一品種名

ロ 2 品種の合計で 85%以上使用しており、かつ使用量の多い順に表示する場合の 2 つの品種名

ハ 3 品種以上の合計で 85%以上使用しており、それぞれの使用量の割合を併記し、かつ使用量の多い順に表示する場合のそれぞれの品種名

ぶどうの収穫年の表示

日本ワインに限り、同一収穫年のぶどうを 85%以上原料として使用している場合に、その収穫年を表示することができます。

原材料名の表示

国内製造ワインには、一括表示欄に原材料名を表示する必要があります。

原材料名は、①果実、②濃縮果汁、③輸入ワイン及び④国内製造ワインの区分により、使用量の多い順に表示することとしています。なお、④についてはその国内製造ワインの原材料を①～③とみなして表示することとしています。

特定の原材料を使用した旨の表示

国内製造ワインのうち濃縮果汁又は輸入ワインを原材料に使用したものについては、主たる商標を表示する側に 10.5 ポイント（日本産業規格 Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で、その原材料を使用したことの表示を行う必要があります。

原産国名の表示

輸入ワインには、一括表示欄に当該輸入ワインの原産国名を表示する必要があります。

適用時期

平成 30 年 10 月 30 日以降に酒類製造場等から移出する果実酒等に適用しています。

また、適用の日前（平成 30 年 10 月 29 日まで）に容器に詰められた果実酒等については、この表示基準を適用していません。

酒類における有機の表示基準

有機農畜産物等を原料として製造した酒類についての表示基準の概要は、次のとおりです。

1 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準を全て満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」の表示をすることができます。

(1) 使用できる原材料

- イ 日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物
- ロ 有機農畜産物加工酒類
- ハ イ以外の農産物、畜産物、水産物及びこれらの加工品のうち、組換えDNA技術が用いられていないなど一定の要件を満たすもの
- ニ ロ以外の酒類のうち、組換えDNA技術が用いられていないなど一定の要件を満たす酒類
- ホ 水
- へ 表示基準の別表1に定める食品添加物のうち、組換えDNA技術が用いられていないもの

(2) 原材料の使用割合

原材料（水及び加工助剤を除きます。）の重量に占める有機農畜産物等（有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類）の重量の割合が95%以上であること

(3) 製造その他の工程に係る管理

製造は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の要件を満たしていること

(4) 品目等の表示

- ・ 「果実酒」、又は「果実酒（発泡性）①」の表示に併せて「(有機農畜産物加工酒類)」と表示されていること
- ・ 「(有機農畜産物加工酒類)」の表示の文字の書体及び大きさは、「果実酒」又は「果実酒（発泡性）①」の表示の文字と同じであること

2 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

次の要件を全て満たしている場合には、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

- (1) 「果実酒」又は「果実酒（発泡性）①」の表示に併せて「(有機農畜産物○%使用)」と表示されていること
- (2) 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと
- (3) 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること
 - ・ 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のものは、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること
 - ・ 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のものは、20歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準

20歳未満の者の飲酒防止についての表示基準の概要は、次のとおりです。

(注) 令和4年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

1 酒類の容器等に対する表示

製造場から移出する酒類の容器又は包装に、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません（専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるものなどは、表示を省略しても差し支えありません。）。

この表示は、容器等の見やすい所に明瞭に表示するものとし、表示に使用する文字は6ポイント（容量360ml以下の容器にあつては、5.5ポイント）以上の大きさの統一のとれた日本語としてください。

2 酒類の陳列場所における表示

酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。

この表示は、酒類の陳列場所に明瞭に表示するものとし、表示に使用する文字は、100ポイント以上の大きさの日本語としてください。

3 酒類の通信販売における表示

酒類の通信販売を行う場合には、①酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨、②酒類の購入申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）に、申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨、③納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。

この表示は、明瞭に表示するものとし、表示に使用する文字は10ポイント（インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字）以上の大きさの統一のとれた日本語としてください。

※ 税務署では、酒類小売業者に対し、毎年4月1日現在における「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等に関する報告書の提出をお願いしています。
なお、この報告書の提出は、e-Taxにより行うことができます。

酒類の地理的表示に関する表示基準

1 地理的表示制度について

地理的表示制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価等）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度です。

2 地理的表示の保護の内容

地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、当該酒類の真正の産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用することはできません。

3 地理的表示の使用

地理的表示の使用とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う次に掲げる行為をいいます。

- (1) 酒類の容器又は包装に地理的表示を付する行為
- (2) 酒類の容器又は包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- (3) 酒類に関する広告、価格表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

4 地理的表示であることを明らかにする表示

酒類の容器又は包装に地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」の文字を併せて使用することとしています。

なお、地理的表示を使用していない酒類には、「地理的表示」等の文字は使用できません。

※ 地理的表示「日本酒」は、これらの文字を併せて使用しなくてもよいこととしています

詳細についてはパンフレット「酒類の地理的表示活用の手引き」及び「お酒の地理的表示（G I）を知っていますか？」をご覧ください。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)『ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／酒類の地理的表示』に掲載しています。

XII 社会的要請への適切な対応

酒類製造者には、酒税法、酒類業組合法以外にも、以下の事項をはじめとする様々な社会的要請に対し、適正かつ確実な対応が求められています。

1 20歳未満の者の飲酒防止

20歳未満の者の飲酒を防止するため、20歳以上の者であることを確認した上で酒類を販売又は提供してください。

二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律においては、酒類販売業者又は料理飲食業者などに①20歳未満の者が飲用に供することを知って酒類を販売又は供与することを禁じ（第1条第3項）、②年齢の確認その他の必要な措置を講じる旨の義務を課しています（第1条第4項）。

また、①の禁止規定に違反した場合には50万円以下の罰金に処されることとされています。

なお、これを受けて酒税法は、酒類製造・販売業者が二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律違反により罰金刑に処せられた場合を酒類製造・販売業免許の取消要件としています。

(注) 令和4年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

2 公正な取引の確保

酒類業が健全に発達するとともに、消費者の利益を実現していくためには、事業者間の競争は公正な取引ルールの下で行われることが必要です。

国税庁では、酒類の取引に関する公正な取引の在り方（①合理的な価格の設定、②取引先等の公正な取扱い、③公正な取引条件の設定及び④透明かつ合理的なりべと類）及び取引状況等実態調査の実施等を示した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、酒類業者へ積極的に周知し公正取引の重要性を啓発するなど、公正取引の確保に向けた業界の自主的な取組を促進しています。

さらに、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類取引について、酒類業者が遵守すべき必要な基準を「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）において定めています。基準に違反した場合は、罰則の適用や酒類製造・販売業免許が取り消されることがあります。

また、独占禁止法は、不当廉売、差別対価などの不公正な取引方法を禁止しています。公正取引委員会では、酒類の流通における公正な競争を図るため、平成21年12月に「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を发出しています。

独占禁止法を遵守するとともに、国税庁の「基準」及び「指針」に示された公正な取引を行ってください。

詳細については「酒類の公正な取引に関する基準」（平成29年3月国税庁告示第2号）及び「酒類に関する公正な取引のための指針」（平成18年8月31日）をご覧ください。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)『ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／酒類の公正取引』に掲載しています。

3 酒類容器等のリサイクルの推進

容器包装について、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」といいます。）では、そのリサイクルの促進を目的として、消費者が容器包装を分別排出する際に、その容器包装の区分を容易に識別できるよう「識別表示」を容器包装にすることを義務化しています。

また、容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図ることを目的として、一定の容器・包装に「再商品化義務」を課しています。

これらの制度の概要は、以下のとおりです。

1 識別表示義務対象の容器包装

資源有効利用促進法に基づき「識別表示」をしなければならない容器包装は、①スチール缶及びアルミ缶、②PET ボトル、③プラスチック製容器包装、④紙製容器包装です。

(表示の例)



2 再商品化義務

酒類をびん、缶等に詰めて販売したり、販売に包装紙等を用いたりし、それらが一般廃棄物（一般家庭から出るゴミ等）となった場合は、その酒類の製造者が再商品化（リサイクル）の義務を負うこととなります。再商品化義務の対象事業者の基準は次のとおりです。

- <基準> ○ 主たる事業が卸・小売・サービス業の場合
⇒ 売上高7千万円超又は従業員数5人超の事業者が対象
- 主たる事業が卸・小売・サービス業以外の場合
⇒ 売上高2億4千万円超又は従業員数20人超の事業者が対象

詳細についてはパンフレット「酒類容器等の3R」をご覧ください。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)『ホーム/税の情報・手続・用紙/お酒に関する情報/環境法令における酒類業者の義務/酒類容器等の3R』に掲載しています。

申請書類一覧表

必要書類		留意事項
申請書	① 酒類製造免許申請書	必要事項について、漏れなく記載してください。 ※欄は、税務署処理欄ですから記載しないでください。
	製造免許申請書次葉 1 (別添図面A) 「製造場の敷地の状況」	法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。 建物の一部であっても、建物の全体図に製造場の位置を示してください。
	製造免許申請書次葉 2 (別添図面B) 「建物等の配置図」	敷地内における建物、設備等を明確に図示してください。
	製造免許申請書次葉 3 (別紙)「製造方法」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程図、製造方法の概要等について簡記してください。 ・ 仕込み配合について、「果実酒の1仕込製造方法」を添付してください。
	製造免許申請書次葉 4 「製造場の設備の状況」	製造、貯蔵、充てん、販売に要する建物、設備、什器備品等について、記載してください。
	製造免許申請書次葉 5 「事業の概要」 「収支の見込み」 「所要資金の額及び調達方法」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造見込み、販売見込み、資金計画、原料の入手状況等の事業の概要について記載してください。 ・ 事業計画に沿ったもくろみ書(収支見積り)を作成してください。 ・ 自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付してください。
	製造免許申請書次葉 6 『「酒類の販売管理の方法」 に関する取組計画書』	酒類販売管理者の選任予定者の氏名、役職等について記載してください。
添付書類	② 酒類製造免許の免許要件誓約書(注) 1	誓約事項及び誓約すべき者すべて(例えば、申請者が法人の場合は役員(監査役を含む。))について誓約してください。
	③ 申請者の履歴書(注) 2	職歴を記載してください。なお、申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分について職歴を記載してください。
	④ 定款の写し(注) 2	申請者が法人の場合、定款の写しを添付してください。
	⑤ 契約書等の写し(注) 3	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類を添付してください。
	⑥ 地方税の納税証明書(注) 4	(1)都道府県及び(2)市区町村が発行する納税証明書で、申請者につき各種地方税について (イ)未納の税額がない旨 (ロ)2年以内に滞納処分を受けたことがない旨 の両方の証明がされたものを添付してください。 法人については、証明事項に「特別法人事業税」を含めてください。
	⑦ 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表(注) 5	税務署に「最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書」を未提出の場合には添付してください。(個人の場合は、収支計算書)
	⑧ 酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類	例えば、製造技術責任者の履歴書、実技研修等の受講事績を証する書類など、客観的事実が明確に分かるものを添付してください。
⑨ 土地及び建物の登記事項証明書(注) 3	申請製造場にかかる全ての土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書に限りません。)を添付してください。	

- (注) 1 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができます。
 2 申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合には添付を省略することができます。
 3 既存の酒類製造者の既免許製造場と同一場所である場合には添付を省略することができます。
 4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けてください。
 5 過去3年分の確定申告書(添付書類を含みます。)の提出がある場合には添付を省略することができます。
 6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

申請様式及び具体的な作成方法については、「酒類製造免許申請書等の作成マニュアル(果実酒製造用)」をご覧ください。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)について

酒類製造免許申請書や酒税納税申告等については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により提出が可能です。

1 事前手続(開始届出書の提出及び電子証明書の取得等)

e-Taxのご利用に当たっては、事前に開始届出書を申告所得税や法人税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります。

開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出できるほか、書面でも提出できます(開始届出書の様式は、e-Taxホームページから入手することができます。)

提出された開始届出書の内容を確認した後、税務署から利用者識別番号及び暗証番号を記載した通知書等が送付されます。

なお、開始届出書をオンラインで提出した場合、利用者識別番号がオンラインで即時に発行されます。

また、e-Tax利用の際には、申請データに利用者が電子署名を行うこととなりますから、「電子証明書」をe-Taxの利用開始までに取得する必要があります。

2 提出できる申請書等

e-Taxを利用して提出できる主な申請書等は、次のとおりです。

- ・ 酒類製造免許申請書
- ・ 酒類販売業免許申請書
- ・ 酒税納税申告書
- ・ 果実酒の1仕込製造方法
- ・ 表示方法届出書
- ・ 酒類亡失届出書
- ・ 不動産にかかる登記事項証明書(登記情報提供サービスを利用する場合、発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日(西暦)を入力してください。」)

なお、e-Taxで申告書や申請・届出書を送信した場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。

その他の酒税関係のe-Taxを利用して提出できる申請書等についてはe-Taxホームページをご覧ください。

3 申請書の受理等の取扱い

e-Taxを利用して申請書の提出があった場合は、送信された申請書データがe-Taxに記録された時点(e-Taxによって利用者に通知される受付日時)で到達したものとみなされます。

e-Taxの利用可能日時、利用開始前に必要な手続、その他利用上の注意事項など詳しいことは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。